

令和8年度  
静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事  
公募型プロポーザル説明書

令和8年5月

(令和8年6月17日 修正版)

静岡市

都市局 建築部 建築総務課

## 第1章 プロポーザルに関する事項

### 1 目的

この説明書は、静岡市が、「静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事」（以下「本工事」という。）の事業候補者等を特定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

### 2 建設工事概要

- (1) 工事名 令和8年度こ児 第1号 静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事
- (2) 工事場所 静岡市葵区堤町地内
- (3) 工事概要
  - ・児童相談所一時保護所棟増築に必要な調査・設計・法手続き（計画通知等）及び工事施工（工事監理は静岡市にて実施）
  - ・上記施設周囲の外構設計及び工事（雨水貯水槽への一部配管含む）
  - ・静岡市の工事監督・検査に関する規定に基づいた書類提出及び市の工事検査対応
- (4) 要求水準 「静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事要求水準書」のとおり
- (5) 履行期間 契約日から令和9年12月20日（月）（予定）までとし、提案により履行期間を短縮することは差支えない。
- (6) 予定額 上限提案価格 279,950,000円（税込） ※上限を超えた提案は失格とする。
- (7) 発注者 静岡市長

### 3 事務局

静岡市 都市局 建築部 建築総務課  
住所 : 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号  
TEL : 054-221-1608（直通）  
メールアドレス : kenchikusoumu@city.shizuoka.lg.jp  
ホームページ : <https://www.city.shizuoka.lg.jp>

### 4 参加資格

- (1) 参加者の構成等
  - ア 本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に示す「単独企業」又は「特定建設工事共同企業体（以下JV）」とする。ただし、参加者は「(2)参加者に共通する参加資格」に掲げる要件を満たしている必要がある。
    - ① 単独企業
    - ② JVで参加の場合、本工事を行う者の2者以上（以下「構成員」という。）によって構成されたJVもしくは、設計業務を行う者を加えた2者以上によって構成されたJVとする。
    - ③ 同一企業が「単独企業」、「JVの構成員」として本プロポーザルに参加しないこと。
    - ④ 共同企業体の代表者は、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成17年静岡市告示第43号）に基づく、「建築一式工事」の入札参加資格の認定を受けている者とする。なお、共同企業体の取扱いは、別紙「営繕工事における共同企業体の取扱いについて」による。
- (2) 参加者に共通する参加資格
  - 参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなくてはならない。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事由に該当する者でないこと。
  - イ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項及び第2項の規定に基づく破産

手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

- ウ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- エ 静岡市暴力団排除条例（平成25年3月8日）第2条第1号から3号に規定する者ではないこと。
- オ 静岡市入札参加停止等措置要綱に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止（指名除外を含む。）の措置を受けている者ではないこと。なお、参加表明書を提出した日から契約締結までの間に、静岡市から指名停止を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- カ 単独企業の場合は、技術提案書提出日（令和8年7月15日）までに、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成17年静岡市告示第43号）に基づく、『「建築一式工事」の入札参加資格認定を受けている者』であること。認定資格を受けていないものは、令和8年7月8日までに契約課に本工事に参加予定である旨を意思表示の上、随時認定の申請を行うこと。

《認定に関する手続き及び問合せ先》

静岡市 財政局 財政部 契約課（静岡庁舎 10階）

住 所：〒420-8602 静岡市葵区迫手町5番1号

TEL：054-221-1027

- キ J Vで参加の場合は、技術提案書提出日（令和8年7月15日）までに、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成17年静岡市告示第43号）に基づく、『「建築一式工事」、「電気工事」若しくは「管工事」の入札参加資格認定を受けている者』、又は『「建築関係建設コンサルタント」の入札参加資格認定を受けている者』の組合せであること。認定資格を受けていないものは、令和8年7月8日までに契約課に本工事に参加予定である旨を意思表示の上、随時認定の申請を行うこと。

~~なお、建設関連業務については、令和8・9年度の入札参加資格の定期申請書類を提出済みであること。~~

- ク 本工事を行う者に特定された場合、本工事を履行期間内に行うことが可能な体制を有し、本工事の完了まで継続して本工事を行うことができる者であること。

### (3) 業務別の参加資格

#### ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなくてはならない。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所登録を受けていること。なお、建築士法第26条第2項の規定による閉鎖期間中でないこと。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。
- ② 管理技術者（※1）は、参加表明書提出者の組織に所属する一級建築士とする。  
※1「管理技術者」とは、静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款（令和2年4月1日施行）第10条第1項の定義による。
- ③ 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2の規定に基づく定期講習の対象となっている場合にあつては、当該講習を受講している者であること。
- ④ 設計業務の開始時点で、「本説明書第1章4（4）実施体制」に示す資格を有する者を管理技術者（参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。J Vの場合は、代表構成員・構成員のいずれかと前記の雇用関係にあるものに限る。）として配置できること。
- ⑤ 参加にあたって、連携協力企業等（参加する者と協力し、参加する者の責任の下に本業務の一部を実施する者をいう。以下同じ。）を加える事を可とする。連携協力企業等がある場合は担当させる業務内容を技術提案書に含めること。
- ⑥ ⑤連携協力企業等がある場合は、当該連携協力企業等が「本説明書第1章4（2）アからオ、

及び(3)①」の条件を満たす者であること。

イ 工事施工に係る要件

工事施工を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなくてはならない。

- ① 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- ② 本工事に関して、建設業法第26条に基づき、主任（監理）技術者に必要となる資格を有する者を配置できること。
- ③ 工事施工の開始時点で、「要求水準書第2章1（2）実施体制」に示す資格を有する者を現場代理人、主任（監理）技術者（参加者となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。JVの場合は、代表構成員・構成員のいずれかと雇用関係にあるものに限る。）として配置できること。

(4) 実施体制

「要求水準書第2章1（2）」に記載のとおりとする。

(5) 下請負

工事施工においては建設業法第22条に基づき一括下請負を禁止する。設計業務においては、契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとし、再委託先は、「（2）参加者に共通する参加資格」に掲げる要件を全て満たすものとする（カを除く）。また、この再委託先は、本プロポーザルの他の参加者（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれか）との重複は認めない。

## 5 日程

下記のスケジュールは予定であり、状況により変更する場合がある。

なお、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。

公募開始（公告日）	令和8年5月19日（火）
現地見学会の申込	令和8年6月1日（月）正午まで
現地見学会	令和8年6月2日（火）午前10時から
質問書の受付	令和8年6月9日（火）正午まで
質問書の回答	令和8年6月17日（水）
参加表明書の提出	令和8年7月8日（水）まで
技術提案書の提出	令和8年7月15日（水）正午まで
審査会の結果通知	令和8年7月28日（火）予定
審査結果の公表	令和8年8月7日（金）予定
本契約締結	令和8年9月中旬予定

## 6 資料の提供

本プロポーザルの実施にあたり、次の資料を本市ホームページに掲載する。

- ア プロポーザル説明書
- イ 技術提案書の評価基準
- ウ 営繕工事における共同企業体の取扱いについて
- エ 児童相談所一時保護所に関する説明書
- オ 要求水準書
- カ 参考資料（ボーリング柱状図・地盤調査報告書・既存棟建設時図面（抜粋）・案内図）

- キ 設計業務特記仕様書
- ク 工事仕様書
- ケ 配置図
- コ 工事区分表
- サ 施策事項適用表
- シ 施工条件明示事項（建築・建設設備工事）
- ス 建設工事におけるオンライン電子納品に関する特記仕様書
- セ 静岡市建設工事請負契約約款
- ソ 参考スケジュール
- タ CADデータ（案内図、配置図）

## 7 現地見学会

### (1) 申込期間

公告日から令和8年6月1日(月) 正午まで

### (2) 申込方法

現地見学を希望する場合は、現地見学会参加申込書【様式1】を事務局宛てに電子メールで提出する。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行うこと。なお、参加人数は1参加者4人まで（車1台）とする。現地見学希望者が多い場合は、日時を変更及び調整する可能性がある。

### (3) 会場

会場の詳細については、参加申込のあった事業者全てに電子メールにて個別に通知する。参加申し込みをしたにも関わらず、前開庁日午後4時までにメール通知がない場合は、事務局まで電話にて連絡すること。

## 8 質問の受付及び回答

### (1) 提出方法等

- ア 質問内容は、参加申込書類の作成、提出に関する事項及び業務実施に関する事項に限るものとし、審査に関する質問及び提案内容にかかわる質問は受け付けない。
- イ 質問書【様式2】に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、本説明書「3 事務局」のメールアドレスに送信する。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行うこと。なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質問は受け付けない。

### (2) 質問の受付

#### ア 質問受付期間

公告日から令和8年6月9日(火) 正午まで

#### イ その他

電子メールにおける件名は、【静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事プロポーザル質問】とすること。

### (3) 回答

#### ア 回答日：令和8年6月17日(水) 午後5時まで

イ 回答は、事業者名を除いた上で市ホームページに掲載する。なお質問回答書は、本説明書及び関係する書類の追加変更又は修正として同等もしくは置き換えるものとする。

## 9 参加表明書

本プロポーザルの参加者は、次に示す書類を提出する。なお、JVでの参加の場合、本プロポーザルに係る手続きは代表構成員が行う。

### (1) 提出方法等

- ア 事務局まで持参すること。提出については、平日（土日、祝日を除く）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）の時間帯で受領する。
- イ 各書類は指定様式で提出すること。
- ウ 提出者名は、本市の認定を受けている組織名（商号又は名称）及び代表者名を記載することとし、提出者の印は不要とする。  
官公需適格組合の場合は、構成員を証明できる資料の写しを添付すること。
- エ 用紙サイズはA4又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、A4判ファイル綴じとすること。
- オ CD-R（容量が不足する場合はDVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し提出すること。様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式とし、ウイルスチェックを行った上で提出すること。

### (2) 提出期限

令和8年7月8日（水）

### (3) 提出書類

書類名称	様式	サイズ	部数	備考
参加表明書	様式3	A4	1部	
連携協力企業の名称等	様式4	A4	1部	
<共同企業体の場合のみ> 特定建設工事共同企業体協定書（様式5-1） 又は共同企業体協定書（乙型）（様式5-2）	様式5-1 様式5-2	A4	1部	
誓約書	様式6	A4	1部	
設計業務を行う者の一級建築士事務所登録 通知書等の証明できる資料	任意		1部	

### (4) 記載要領

- ア 連携協力企業の名称等【様式4】  
業務の一部を再委託する場合には、連携協力企業の名称、再委託する理由及び内容等を記入する。（他の参加者の連携協力企業と重複可とする。）
- イ <共同企業体の場合のみ>  
特定建設工事共同企業体協定書又は共同企業体協定書（乙型）【様式5-1、様式5-2】  
案でも可とする。ただし、技術提案書提出日までに正式なものを提出すること。
- ウ 誓約書【様式6】  
提出者名は、本市の認定を受けている組織名（商号又は名称）及び代表者名を記載すること。なお、提出者の印は不要とする。

## 10 技術提案書及び価格提案書の提出

### (1) 技術提案書等の提出

#### ア 提出方法等

本説明書「9 (1) 提出方法等」を参照すること。

#### イ 提出期限

令和8年7月15日(水)正午まで

#### ウ 提出書類

書類名称	様式	サイズ	部数	備考
技術提案書(正本)	任意	A3	1部	
技術提案書(副本)	同上	同上	10部	
価格提案書	様式8-1 様式8-2	A4	1部	
上記様式の電子データ(CD-R)			1部	

#### エ 技術提案書等の作成要領

内 容	書式
配置図・平面図・立面図(4面)、仕上表、業務スケジュール、技術提案等を、別添「工事仕様書」及び「技術提案評価基準」に基づき提案する。	A3 5枚以下 (様式自由)

- (ア) 課題は評価基準のとおり。また、記載にあたっては以下の事項に留意すること。
- (イ) 技術提案書はA3判5枚以下とし、横向き横使いとする。色彩の使用及び縮尺は自由とし、必要に応じ縮尺を記載すること。正本には【様式7】を表紙としてつけること。
- (ウ) 提案は、文章及びイメージ図等により、基本的な考え方を簡潔に記載すること。
- (エ) 文字のサイズは10ポイント以上とすること(イメージ図等の図中の文字サイズは8ポイント以上とすること)。
- (オ) 会社名等の表示及び提出者が特定できる表現は不可とする(協力会社を含む。)。
- (カ) 技術提案書の右下隅(表面)に、参加表明後に事務局より別途通知された受付番号を記載する。大きさは、3cm×3cm程度とする。
- (キ) 本説明書に記載した事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- (ク) 技術提案書(正本)の電子データは次のとおり作成すること。
  - ・電子データの形式は、「PDF」とする。
- (ケ) 技術提案書は、要求水準書等に示す機能等を満たすことを基本とし作成すること。また、機能面、コスト面を総合的に検討して作成すること。
- (コ) 技術提案書は確実に実施できる内容とすること。
- (サ) 技術提案書の著作権は参加者に帰属するものとする。ただし、事業候補者として特

定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために、本市ホームページに掲載する場合がある。

- (シ) 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の耐用となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとする。
- (ス) 技術提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、事務局から指示があった場合を除く。

## 11 審査等

### (1) プロポーザル審査会

事業候補者及び次点事業候補者の選定に係る審査は、静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）が行う。

審査委員は次のとおりとする。

<審査委員>（順不同、敬称略）

氏名	所属
長尾 亜子	静岡理科大学 理工学部 教授
市原 眞記	静岡県立吉原林間学園 園長
西田 泰子	臨床心理士・公認心理師
浅沼 都	静岡市 こども未来局 参与兼こども未来課長
浅場 俊之	静岡市 都市局 建築統括監

### (2) 審査

- ア 審査は、書類審査のみとし、審査会の開催日時や審議内容については非公開とする。
- イ 技術提案書の評価は、審査会が別紙「技術提案書の評価基準」に基づいて行う。
- ウ 技術提案の評価点確定後、事務局にて提案価格見積書を確認し、提案価格評価点を算定後、審査会に報告する。
- エ 提案価格の評価点は、応募者より提出された価格提案書【様式 8-1】に記載された金額（提案価格）を以下の式により算定する。  
評価点 = (1 - 提案価格 / 上限価格) × 100 × 1/2
- オ 審査会の結果については、本市ウェブサイト上で公表する予定である。事業候補者については、企業名も公表する。
- カ 参加者が1者となった場合であっても審査を実施し、評価点が5割以上の場合は、事業候補者として特定する。
- キ 事業候補者に特定された者には特定通知、特定されなかった者に対しては特定されなかった旨

を書面により通知する。なお、特定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

## 第2章 契約等

### 1 契約の締結

- (1) 審査会が事業候補者として特定した者を当該工事に係る随意契約の見積参加者として決定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）及びその他の法令の規定に基づき、建設工事の契約手続を開始する。
- (2) 契約金額は原則として当該事業候補者が提出した提案価格見積書の金額以内とする。
- (3) 契約後、速やかに提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで（中科目まででも可）記載した契約代金内訳書を作成のうえ、発注者に提出するものとする。
- (4) 事業候補者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合、又はその他の理由において、事業候補者との契約が締結できない場合、次点事業候補者を見積参加者とする。
- (5) 事業候補者は、契約の締結ができないことが明らかとなった場合、本市に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。
- (6) 事業候補者として特定された者は、契約締結時に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときは直ちに提出することについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出すること。ただし、事業候補者として特定された者が同様の書類を既に市長に提出している場合のほか、市長が必要ないと認めるときはこの限りではない。

### 2 留意事項

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 審査会の委員が関係する設計事務所、研究室及び施工会社に所属する者は、参加できない。
- (3) 提出書類の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術提案書類の取扱い
  - ① 提出された技術提案書は、特定・非特定に関わらず、特定後一定の間、評価結果と共に公開（静岡市ホームページに公開）する場合がある。非公開を求める場合はその旨を技術提案書に記載すること。なお、記載無き場合は公開に同意したものとみなす。また、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した」旨は公開する。
  - ② 上記①において、技術提案書が特定されるまでの間であれば公開についての意思を変更することができる。この場合書面（様式任意、A4判とする。）にてその旨を提出すること。
  - ③ 事業候補者として特定された者から提出された技術提案書は、関係部署の職員、当該事業に関連するプロポーザルの関係者及び報道機関等に対し必要に応じて複製を提供するものとする。

- ④ 提出された技術提案書は、返却しない。
- ⑤ 提出された技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲及び上記①の場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても公開期間の終了後に複製は廃棄する。
- ⑥ 提出された技術提案書及びその複製は、事業候補者の特定及び上記①及び③以外に提出者に無断で使用（公開を含む）しないものとする。
- ⑦ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。

(5) 技術提案書類の記載内容の変更

技術提案書類の提出後、原則として審査が終了するまでの間は、技術提案書類に記載された内容の変更は認めない。

(6) 技術提案書類の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

(7) 次の各号のいずれかに該当する者は、原則として失格とする。

ア 本説明書「4 参加資格」に記載している要件を満たさなくなった者

イ 提出書類に虚偽の記載をした者

ウ 審査の公平性を害する行為や著しく審議に反する行為をする者。

エ 参加表明書又は技術提案書（以下、「参加表明書等」という。）を指定された方法以外の方法で提出した者

オ 提出期限内に参加表明等を提出しなかった者

カ 指定された様式及び記載上の留意事項に適合しない参加表明書等を提出した者

キ 指定された項目の全部又は一部が記載されていない参加表明書等を提出した者

ク 指定された項目以外の内容が記載された参加表明書等を提出した者

ケ 許容された表現方法以外の方法を用いて作成された技術提案書を提出した者

コ 審査会の委員に対し、事業候補者等の特定に関し直接又は間接を問わず連絡を取ろうとした者

(8) 技術提案の履行

受注者は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本工事に不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く）。

また、受注者の責により、契約完了時点で技術提案書の提案を達成できなかった事項について、受注者は本市に対し、違約金を支払う。詳細は建設工事仕様書に定める。

ただし、本市と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を事業期間内に完了する場合は、同等と認める方法で履行することを認める場合もある。

なお、技術提案書の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行

うことがある。

(9) 成績評定

本工事は完了検査の成績評定について、建築・設備工事成績評定基準が該当し、委託業務等成績評定は該当しない。

3 支払条件

(1) 本工事は複数年度にわたるため、各年度ごと支払限度額を設定する。